

シベリア抑留者の葉書

СОЮЗ ОБЩЕСТВ КРАСНОГО КРЕСТА
и КРАСНОГО ПОЛУМЕСЯЦА СССР

Почтовая карточка военнопленного
俘虜用郵便葉書(往) 無料

Кому (受信人) _____
Кула (同住所) _____
(страна, город, улица, № дома, округ, стан. адрес)

Отправитель (発信人) _____
Фамилия и имя военнопленного (抑留者の姓名) _____
Почтовый адрес военнопленного (受信者の住所) _____
Г-22945 Сан № 613

СОЮЗ ОБЩЕСТВ КРАСНОГО КРЕСТА
и КРАСНОГО ПОЛУМЕСЯЦА СССР

Почтовая карточка военнопленного
俘虜用郵便葉書(復) 無料

Кому (受信人) _____
Кула (同住所) _____
(страна, город, улица, № дома, округ, стан. адрес)

Отправитель (復信人) _____
Фамилия и имя военнопленного (復信者の姓名) _____
Почтовый адрес военнопленного (復信者の住所) _____
本へ書き記入すること。本へ書きでなければ受信人に届きません
文書は裏面に記入されたし
Г-22945 Сан № 613

日本人シベリア抑留者に家族との通信用として支給された専用の往復はがきのうち、タイプⅡ A1 (緑色用紙) の未使用、抑留者は原則として収容所から葉書を持ち出すことが禁じられていたため、未使用の葉書の残存数は少ない。

第二次大戦末期の 1945 年 8 月 9 日、日ソ中立条約を破棄して日本に宣戦を布告したソ連は、戦後、満洲・北朝鮮などから数多くの日本人を連行し、東はカムチャッカ半島のペトロパブロフスカから西はウクライナのタリス、北は北極圏のノリスクから南はウズベキスタンのタシケントやフェルガナまで、2000ヶ所にも及ぶ収容所へ連行・抑留し、過酷な強制労働に従事させた。

当初、ソ連は旧日本軍兵士の抑留を促進し、抑留者宛の郵便物を受け付けなかったが、国際世論の批判もあって 1946 年 7 月 27 日付で郵便交換を許可する命令第 9302 号を決定、同年 10 月 22 日付で「日本人軍事捕虜と日本、満洲、朝鮮に居住するその家族との通信規定についての訓令施行に関するソ連邦内務省指令第 00939 号」を発し、専用往復葉書を支給して「捕虜郵便」を開始した。抑留者の発信には収容所の所在地を記載することは禁じられていたため、1949 年まではウラジオストク郵便局の私書箱が差出人の住所として記載された。また、ソ連側の検閲担当者が増えるよう、当初は、全文カタカナ書きの文面が多いが、抑留者の中からソ連に協力するアタチーブが育成され、一部が郵便検閲も担当するようになると、漢字カタカナ混じり文が増加する。

1950 年 4 月 22 日、日本政府の提議で米帰還者数が 36 万 9000 人いたにもかかわらず、ソ連政府は「日本人捕虜の送還は完了した。ソ連領に接しているのは『戦争犯罪人』1457 人と病気療養中の人」などとする声明を発表。この結果、日ソ間での「捕虜郵便」の直接交換は不可能となり、日本人抑留者宛の通信は、制度上は東京中央郵便局から米国経由で運ばれることになった。

1952 年 4 月 28 日、サンフランシスコ講和条約が発効して日本が独立を回復すると、同年 9 月 4 日、あらためて、抑留者の通信は万国郵便連合条約第 52 条第 2 項に定める捕虜郵便として無料で引き受けられることになり、1954 年から 1956 年 10 月の日ソ国交回復を経て同年 12 月に残された長期抑留者が帰還するまで、抑留者には新たな形式の専用往復はがきが支給され、通信が再開された。差出人の住所はハバロフスク郵便局の私書箱が記載されたが、日本へは以前と同じくウラジオストク経由で運送された。

本展示では、葉書の大半には発信日の記載がないため、通過途中の郵便印の日付や日本到着時の検閲印の書込、受取人の書込などをもとに、ほぼ葉書の年代順に展示した。

なお、新井紀元・萩原一「ソ連俘虜用郵便葉書の分類試案」『いづみ』第 199 号、1980 年)によれば、抑留者用の葉書は往片のタイプにより以下のように分類されるので、本展示でもそれに従って葉書のタイプについて記している。

	右下の番号	赤十字・赤新月	字体	サブタイプ	表題の意義
タイプⅠ	613	あり	ローマン体	A1	表題 2 行目の「В」が 1 行目の「С」の下にある。
				A2	表題 2 行目の「В」が 1 行目の「О」の真下にある。
				A3	表題 2 行目の「В」が 1 行目の「О」の右下にある。
タイプⅡ	613	なし	ローマン体	A1	表題 2 行目の「В」が 1 行目の「С」の下にある。
				A2	表題 2 行目の「В」が 1 行目の「О」の真下にある。
			ゴシック体	A3	表題 2 行目の「В」が 1 行目の「О」の右下にある。
				B1	表題 2 行目の「В」が 1 行目の「О」の真下にある。
タイプⅢ	87	なし		B2	表題 2 行目の「В」が 1 行目の「О」の右下にある。
タイプⅣ	なし	なし			字体などのグラフィティはない

1946 年 10 月 20 日発信 (発信者書込による)

同 11 月 5 日 ウラジオストク経由/日本到着日は不明・山梨県宛



葉書のタイプ:Ⅰ A1 ☆ 星型検閲印 (紫)

発信者による発信日の書き込みが正しければ、日本人抑留者の差出した葉書としては最も早い時期の使用例の一つとなる。

1946 年 10 月 25 日発信 (発信者書込による)

同 11 月 10 日 ウラジオストク経由/12 月 4 日 日本到着・埼玉県宛



葉書のタイプ:Ⅰ A3 星形検閲印 (紫) 小型長方形検閲印 (紫)
通信文の一部が検閲によって抹消されている。

抑留者宛の葉書 (往復はがき返信部の使用例)

1956 年 9 月 10 日 (差出人の書込) 岐阜県発/抑留者帰国のため差出人戻し



葉書のタイプ:Ⅳ (最後期の茶色厚紙)

1954 年以降の日本から抑留者宛の通信は、抑留者が受け取るまでに最長でも 2 カ月、多くは 4-5 ヶ月かかった。この葉書の発信は 1956 年 9 月 10 日で、同年 12 月 26 日には最後の抑留者が奥安丸で京都舞鶴港に帰還していることから、この葉書は抑留者の帰還後にソ連に到着したため、宛人不在で差出人に返戻されたものと考えられる。

葉書に押されている“差出人戻し”の印

RETOUR INCONNU

差
出
人
戻
し